

## 公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団（略称：（公財）アンパンマンミュージアム振興財団）と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県香美市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

#### (目的)

第3条 この法人は、漫画家・アーティストやなせたかし氏の作品を中心として、漫画を含め芸術の普及及び振興に関する事業を幅広く展開し、もって芸術文化の発展に寄与し公益に資することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) やなせたかし氏の作品・関連資料、その他美術・芸術作品、図書資料などの収集・保存管理・公開業務・研究等
  - (2) 漫画、アニメーションを含む芸術文化に関する資料の収集、保存、公開及び研究並びに普及事業等の実施
  - (3) 美術館・記念館等の運営業務
  - (4) 展示関連図書及びグッズの製作、販売等
  - (5) 著作権管理業務
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、高知県で行う。

### 第2章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産は、別表第1に定めた「不可欠特定財産」とする。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認をうけなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(公益目的取得財産残額の処分)

第10条 公益認定の取り消し処分を受けた場合において公益法人認定法第30条第2項に関する公益目的取得財産残額があるときは、その取り消しの日から1箇月以内に香美市に贈与するものとする。

2 合併により法人が消滅する場合(その権利業務を承継する法人が公益財団法人であるときを除く。)において公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その合併の日から1箇月以内に香美市に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第11条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

(残余財産の帰属)

第12条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、香美市に贈与するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人の評議員の数は、6名以上10名以内とする。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として年総額100万円を上限に報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受

(6) 残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において評議員会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面又は電磁的方法をもって記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長に事故があるとき又は評議員長が欠けたときは、その都度出席の評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に挙げる事項の決議は、決議に関することのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 役員のパ賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 第1項前段の場合において、議長は、評議員として議決権を行使することはできない。また、前2項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、2名を代表理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事長及び専務理事とし、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - (2) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べること。
  - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (7) その他の監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。

(任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 28 条 1 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 33 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることでできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 34 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、その額については、評議員会で別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 36 条 この法人は、役員の法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第 37 条 この法人に名誉理事長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたくて選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第 38 条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき。
- (4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第50条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

## 第6章 公告の方法

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第7章 事務局

(設置)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第53条 事務所には、常に所要の書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

## 第8章 補則

第54条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、理事長・野島民雄、専務理事・明石猛の2名とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

熊瀬 東作	門脇 楨夫	時久 恵子	小松 紀夫
園 弘子	和田 高明	武藤 英夫	佐藤 広子

### 附 則

この定款は、平成24年11月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成27年8月3日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成28年6月14日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成29年3月31日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成29年11月24日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成30年3月19日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成30年6月11日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成31年3月19日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和元年6月10日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和2年3月26日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和2年6月24日から施行する。

別表第1 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等	価 格	財産の種類
美術品 (認定前)	作品 1225 点	3,942,095 円	不可欠特定財産
美術品 (認定後)	作品 3344 点	5,523,945 円	不可欠特定財産
土地	高知県香美市香北町葎生野字府川 38 390 m <sup>2</sup>	1,764,166 円	
土地	高知県香美市香北町朴ノ木 255-1・255-2 1029.28 m <sup>2</sup>	90,410 円	
土地	高知県南国市駅前町 3 丁目 1534-2・1534-3 1536-4・1537-1 977.39 m <sup>2</sup>	37,461,761 円	
有価証券	(株)やなせスタジオの株式 300 株	1,689,697,000 円	
定期預金	高知県農業協同組合	300,000,000 円	